

引用文献

- Anon., 1989, 「座談会 象牙の危機と邦楽器」季刊邦楽 通巻 61 号, 邦楽社
- Anon., 1994, 『絶滅法』改正をめぐる環境庁の思惑, 月刊現代印章 1994 年 2 月号, ゲンダイ出版
- Anon., 1997. a, 「解説 1 象牙彫刻の観賞のために」第 20 回日本の象牙彫刻記念展, 第 20 回日本の象牙彫刻記念展組織委員会
- Anon., 1997. b, 「象牙の輸出入が再開されてもなお印材が値上がりする不思議な事情」, 月刊現代印章 1997 年 8 月号, ゲンダイ出版
- Anon., 1999. a, 「レポート 象牙 50 トン、3 か国で完全落札 今年 7 月、10 年ぶりに象牙が入ってくる!!」, 月刊現代印章 1999 年 6 月号, ゲンダイ出版
- Anon., 1999. b, 「象牙輸入再開の記念セール」月刊現代印章 1999 年 8 月号, ゲンダイ出版
- Anon., 1999. c, 「象牙 10 年ぶりに日本上陸 生牙 6,000 本 50 トン」, 月刊現代印章 1999 年 9 月号
- Anon., 1999.d, 「新理事長に高市景夫氏 関西印判製造連・50 周年記念総会」月刊現代印章 1999 年 11 月号, ゲンダイ出版
- Anon., 2003, 「需要期直前! 問屋展示会に見る今年の景気」月刊現代印章 2003 年 3 月号, ゲンダイ出版
- Anon., 2006, 「象牙 60t、またも輸入延期 過去最大の密輸事件も発覚、新聞一面報道に」月刊現代印章 2006 年 11 月号, ゲンダイ出版
- Anon., 2008, 「象牙 39 トンを日本が落札! 象牙輸入決着・『質より実』、来年 1 月にも」月刊現代印章 2008 年 12 月号, ゲンダイ出版
- Anon., 2011, 「象牙印鑑価格をどうする?」(現代印章 1989 年 11 月号掲載記事), 「印章業界 40 年史。あの時、何があったのか?」, 月刊現代印章 2011 年 11 月号, ゲンダイ出版
- Anon., 2013.a, 「月刊現代印章創刊 500 号」月刊現代印章 2013 年 4 月号, ゲンダイ出版
- Anon., 2013.b, 「象牙、日照り 10 年がほぼ確実に アフリカ原産国は一時輸出を提案せず 象牙印材は今春から値上げへ」月刊現代印章 2013 年 5 月号, ゲンダイ出版
- Anon., 2014.a, 「象牙、牛角製品を値上げ タカイチが 7 月から最大 80%」月刊現代印章 2014 年 7 月号, ゲンダイ出版
- Anon., 2014.b, 「特集: 象牙のことを知り考えるシンポジウム」邦楽ジャーナル 通巻 335 号, 邦楽ジャーナル, 東京
- Anon., 2015, 知らないと恥ずかしい ハンコ屋の常識, 月刊現代印章編集部, ゲンダイ出版
- Blanc, J. 2008, *Loxodonta Africana*, The IUCN Red List of Threatened Species 2008: e.T12392A3339343 . <http://dx.doi.org/10.2305/IUCN.UK.2008.RLTS.T12392A3339343.en>.
- Chase MJ, et. al., 2016, Continent-wide survey reveals massive decline in African savannah elephants, PeerJ 4:e2354 <https://doi.org/10.7717/peerj.2354>

- CITES Panel of the Experts, 1997, Review of the proposals submitted by Botswana, Namibia and Zimbabwe to transfer their national populations of *Loxodonta Africana* from CITES Appendix I
- 東京税関, 2016. a, 東関第 636 号 (平成 28 年 6 月 14 日付) に基づいて開示された東京税関資料
- 東京税関, 2016. b, 東関第 1221 号 (平成 28 年 11 月 25 日付) に基づいて開示された東京税関資料
- 横浜税関, 2016, 横総第 135 号 (平成 28 年 6 月 14 日付) に基づいて開示された横浜税関資料
- 大阪税関, 2016. a, 阪総第 167 号 (平成 28 年 6 月 22 日付) に基づいて開示された大阪税関資料
- 大阪税関, 2016. b, 阪総第 271 号 (平成 28 年 11 月 28 日付) に基づいて開示された大阪税関資料
- 神戸税関, 2016, 神総第 658 号 (平成 28 年 6 月 15 日付) に基づいて開示された神戸税関資料
- 門司税関, 2016, 門総第 168 号 (平成 28 年 6 月 9 日付) に基づいて開示された門司税関資料
- Environmental Investigation Agency, 2010, Yahoo! Profiting From the Killing of Whales, Dolphins and Elephants, Environmental Investigation Agency, Washington D.C. USA www.eia-global.org/PDF/Report--Yahoo--CetsElephants--April10.pdf.
- Environmental Investigation Agency, 2014, Blood e-Commerce: Rakuten's profits from the slaughter of elephants and whales, Environmental Investigation Agency, Washington D.C. USA <https://eia-international.org/report/blood-e-commerce-rakutens-profits-from-the-slaughter-of-elephants-and-whales>.
- Environmental Investigation Agency, 2015, 日本で展開される象牙の違法取引と不正な登録 <http://eia-global.org/news-media/fraudulent-tusk-registration-fuels-ivory-trade-in-japan>
- Environmental Investigation Agency, 2016, PRESS Release: "JAPANESE WILDLIFE OFFICIAL PROMOTED ILLEGAL IVORY TRADE"
- Environmental Investigation Agency, Wildlife Conservation Society and Humane Society International, 2017, Open letter to WWF Japan and TRAFFIC East Asia-Japan: Appeal to Urge the Government of Japan to Close Elephant Ivory Market <http://eia-global.org/news-media/japanese-wildlife-official-promoted-illegal-ivory-trade>
- 半田靖久, 2007, 美術と市場 – 日本と中国の美術品交流と変遷からの視点, たちばな出版
- 細田健一, 1994, 「解説 『種の保存法』に基づき行われる規制について」, 月刊現代印章 1994 年 6 月号, ゲンダイ出版
- 参議院, 2017, 第 193 回国会 参議院 環境委員会 会議録第 15 号 (平成 29 年 5 月 25 日)
- 衆議院, 2017, 第 193 回国会 衆議院 環境委員会 会議録第 13 号 (平成 29 年 4 月 21 日)
- 石井信夫, 2016, 象牙の国際取引問題 – 保全への影響を再考する, 外交 Vol.40 Nov., 都市出版 http://www.gaiko-web.jp/test/wp-content/uploads/2016/11/40_117-121r.pdf

- 日本軽工業品輸入組合象牙部会，1993，象牙流通管理体制検討委員会配布資料
- 自然環境研究センター，2001，「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第20条第1項の規定に基づく国際希少野生動植物の個体等の登録にあたっての運用方法の改善について」自然研第77-1号平成13年12月27日
- 自然環境研究センター，2016，登録・認定機関としての業務内容について
平成28年6月28日開催 環境省絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律あり方検討会 資料2-2
- John R. Poulsen et.al, 2017, Poaching empties critical Central African wilderness of forest elephants, Current Biology 27, Elsevier Inc.
- Yoshio Kaneko, 2016, Is Japan's domestic ivory control inadequate?, Global Guardian Trust
http://www006.upp.so-net.ne.jp/GGT/GGT-publication.files/page1.files/Japan_ivory_control.pdf
- Kiyono H, 1997, The Ivory Trade in Japan, Still in Business: The Ivory Trade in Asia Seven Years After the CITES Ban, TRAFFIC International
- 香川県警察本部，2011. a, 古物商による絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律違反（無登録象牙の譲受等）事件の検挙について（第1報）
- 香川県警察本部，2011. b, 古物商による絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律違反（無登録象牙の譲受等）事件の検挙について（第2報）
- エズモンド・ブラッドリー・マーティン，1985，日本の象牙産業，世界野生生物基金日本委員会
- 松本智美，2015，日本におけるインターネットでの象牙取引 現状と対策，トラフィックイーストアジアジャパン www.traffic.org/speciesreports/traffic_species_mammals82.pdf
- Milliken, 1985, Japan's Ivory Trade, Traffic Bulletin, Vo1. VII NOS. 3/4, WTMU IUCN Conservation Monitoring Centre
- Milliken, 1989, The Japanese trade in ivory: tradition, CITES and the elusive search for sustainable utilization, The ivory trade and Future of the African Elephant, Ivory Trade Review Group
- 通商産業省，1995，通商産業省の事業者に対する種の保存法説明会（1995年6月26日開催）における配布資料
- 経済産業省，2002，2002年9月13日付坂元の質問に対する回答，経済産業省製造産業局 紙業生活文化用品課
- 経済産業省，2004，2004年11月30日付坂元の質問に対する回答，経済産業省製造産業局 紙業生活文化用品課
- 経済産業省，2006「べっ甲産業等救済対策」に係る事後評価書
- 経済産業省，2007，2007年1月31日付坂元の質問に対する回答，経済産業省製造産業局 紙業生活文化用品課

- 経済産業省，2012. a, 2012 年 2 月 21 日付坂元の質問に対する回答，経済産業省製造産業局 紙業服飾品課
- 経済産業省，2012. b, 2012 年 5 月 18 日付坂元の質問に対する回答，経済産業省製造産業局 紙業服飾品課
- 経済産業省，2015. a, 2015 年 2 月 13 日付トラ・ゾウ保護基金・坂元の質問（2015 年 1 月 29 日付）に対する回答，経済産業省製造産業局紙業服飾品課
- 経済産業省，2015. b, 2015 年 6 月 19 日付トラ・ゾウ保護基金・坂元の質問（2015 年 5 月 26 日付）に対する回答，経済産業省製造産業局紙業服飾品課
- 経済産業省，2015. c, 2015 年 6 月 29 日付トラ・ゾウ保護基金・坂元の質問（2015 年 6 月 25 日付）に対する回答，経済産業省製造産業局紙業服飾品課
- 経済産業省，2015. d, 2015 年 8 月 12 日付トラ・ゾウ保護基金・坂元の質問（2015 年 7 月 3 日付）に対する回答，経済産業省製造産業局紙業服飾品課
- 経済産業省，2015. e, 2015 年 9 月 9 日付トラ・ゾウ保護基金・坂元の質問（2015 年 8 月 29 日付）に対する回答，経済産業省製造産業局紙業服飾品課
- 経済産業省，2015. f, 2015 年 10 月 2 日付トラ・ゾウ保護基金・坂元の質問（2015 年 9 月 21 日付）に対する回答，経済産業省製造産業局紙業服飾品課
- 経済産業省，2015. g, 2015 年 10 月 23 日付トラ・ゾウ保護基金・坂元の質問（2015 年 10 月 3 日付）に対する回答，経済産業省製造産業局紙業服飾品課
- 経済産業省，2015. h, 2015 年 12 月 4 日付トラ・ゾウ保護基金・坂元の質問（2015 年 11 月 22 日付および同年同月 29 日付）に対する回答，経済産業省製造産業局紙業服飾品課
- 経済産業省，2016. a, 2016 年 6 月 3 日付トラ・ゾウ保護基金・坂元の質問（2016 年 5 月 16 日付）に対する回答，経済産業省貿易経済協力局野生生物貿易審査室
- 経済産業省，2016. b, 2016 年 7 月 7 日付トラ・ゾウ保護基金・坂元の質問（2016 年 4 月 28 日付）に対する回答，経済産業省製造産業局生活製品課
- 経済産業省，2016. c, 2016 年 6 月 28 日付トラ・ゾウ保護基金・坂元の質問（2016 年 6 月 8 日付）に対する回答，経済産業省貿易経済協力局野生生物貿易審査室
- 経済産業省，2016. d, 2016 年 9 月 2 日付報道発表「象牙製品製造業者に対する行政処分を行いました」，経済産業省製造産業局生活製品課
- 経済産業省，2017, 2017 年 8 月 25 日付報道発表「象牙製品小売業者に対する行政処分を行いました」，関東経済産業局産業部 + 国際課
- 環境庁野生生物保護行政研究会，1995, 絶滅のおそれのある野生動植物種の国内取引管理 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律詳説，中央法規

- 環境省, 2002, 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第 20 条第 1 項の規定に基づく国際希少野生動植物種の個体等の登録に当たっての運用方法の改善について (回答), 環自野第 549 号 平成 14 年 1 月 18 日 環境省自然環境局野生生物課長
- 環境省, 2012, 2012 年 3 月 16 日付トラ・ゾウ保護基金・坂元の質問に対する回答, 環境省自然環境局野生生物課
- 環境省, 2013. a, 2013 年 10 月 10 日付トラ・ゾウ保護基金・坂元の質問に対する回答, 環境省自然環境局野生生物課
- 環境省, 2013. b, 2013 年 10 月 28 日付トラ・ゾウ保護基金・坂元の質問に対する回答, 環境省自然環境局野生生物課
- 環境省, 2015. a, 2015 年 2 月 6 日付トラ・ゾウ保護基金・坂元に対する電子メール, 環境省自然環境局野生生物課
- 環境省, 2015. b, 2015 年 11 月 16 日付トラ・ゾウ保護基金・坂元の質問 (2015 年 9 月 16 日付) に対する回答, 環境省自然環境局野生生物課
- 環境省, 2016. a, 環自野発第 1601181 号 平成 28 年 1 月 18 日, 環境省自然環境局野生生物課
- 環境省, 2016. b, お知らせ (2016 年 1 月 18 日付) . 環境省広報室
- 環境省, 2016. c, 2016 年 2 月 17 日付トラ・ゾウ保護基金・坂元の質問 (2016 年 2 月 2 日付) に対する回答, 環境省自然環境局野生生物課
- 環境省, 2016. d, 環自野発第 1603034 号 (平成 28 年 3 月 3 日付) に基づいて開示された「手数料の新設及び変更について」との名称の行政文書, 環境省自然環境局野生生物課
- 環境省, 2016. e, 2016 年 3 月 25 日付トラ・ゾウ保護基金・坂元に対する電子メール, 環境省自然環境局野生生物課
- 環境省, 2016. f, 2016 年 3 月 31 日付トラ・ゾウ保護基金・坂元に対する電子メール, 環境省自然環境局野生生物課
- 環境省, 2016. g, 2016 年 5 月 9 日付トラ・ゾウ保護基金・坂元の質問 (2016 年 4 月 20 日付) に対する回答, 環境省自然環境局野生生物課
- 環境省, 2016. h, 環自野発第 1605132 号 平成 28 年 5 月 13 日, 環境省自然環境局野生生物課
- 環境省, 2016. i, 環自野発第 1605132 号 (平成 28 年 5 月 13 日付) に基づいて開示された文書 「申請者等に適切な情報の提供を行うための以下の文書の作成過程の文書案・象牙の登録申請手続きについて・取得の経緯自己申告書・第三者による経緯取得の証明書」, 環境省自然環境局野生生物課
- 環境省, 2016. j, 環自野発第 1605132 号 (平成 28 年 5 月 13 日付) に基づいて開示された文書 「登録関係事務の実施に当たり、疑義が解消しない時に、同センターが環境省に照会したメールおよび環境省が回答したメール」, 環境省自然環境局野生生物課
- 環境省, 2016. k, 2016 年 6 月 10 日付トラ・ゾウ保護基金・坂元の質問 (2016 年 5 月 19 日付) に対する回答, 環境省自然環境局野生生物課

- 環境省, 2016. l, 2016 年 6 月 21 日付トラ・ゾウ保護基金・坂元の質問 (2016 年 6 月 8 日付) に対する回答, 環境省自然環境局野生生物課
- 環境省, 2016. m, 「全形を保持している象牙」及びその加工品の解釈について (案), 平成 28 年 6 月 28 日開催 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律あり方検討会 資料 3
- 環境省, 2016. n, 「全形を保持している象牙」及びその加工品の解釈に関する意見の募集 (パブリックコメント) の結果について」平成 28 年 8 月 19 日付記者発表資料 <http://www.env.go.jp/press/102876.html>
- 環境省, 2016. o, 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存につき講ずべき措置について答申」, 中央環境審議会 <http://www.env.go.jp/press/files/jp/104645.pdf>
- 環境省, 2017.a, 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (種の保存法) の一部を改正する法律案の概要
- 環境省, 2017.b, 「象牙製品製造業者に対する行政処分を行いました」, 環境省自然環境局野生生物課
- 環境省, 2017.c, I 法律案の概要等 参考 7 「象牙の管理強化方針案」, 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案 (閣法第 33 号) - 参考資料 -, 参議院環境委員会調査室
- 環境省, 2017.d, III 関係資料 15 「我が国の象牙の国内輸入量」, 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案 (閣法第 33 号) - 参考資料 -, 参議院環境委員会調査室
- 環境省, 2017.e, III 関係資料 16 「特定国際種事業の事業者数の推移」, 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案 (閣法第 33 号) - 参考資料 -, 参議院環境委員会調査室
- 環境省, 2017.f, 2017 年 8 月 4 日付トラ・ゾウ保護基金・坂元に対する電子メール, 環境省自然環境局野生生物課
- 環境省, 2017. g, 「象牙在庫把握キャンペーンの開始について」平成 29 年 8 月 29 日付記者発表資料
- 財務省, 2010, 財関第 536 号 (平成 22 年 5 月 18 日付) に基づいて開示された財務省資料
- 財務省, 2015. a, 2015 年 7 月 16 日接受文第 30043 号に対する行政文書開示決定に基づいて開示された財務省資料, 財務省関税局
- 財務省, 2015. b, 最近における関税政策・税関行政について, 財務省大臣官房 <http://www.naccs.jp/archives/unkyou/20150306/kouen.pdf>
- 財務省, 2016. a, 財関第 1112 号 (平成 28 年 9 月 20 日付) に基づいて開示された財務省資料, 財務省関税局
- 財務省, 2016. b, 最近における関税政策・税関行政について, 財務省大臣官房 <http://www.naccs.jp/archives/unkyou/20160304/kouen.pdf>

- 外務省・経済産業省・環境省，2016. 平成 28 年 11 月 2 日適正な象牙取引推進に関する官民協議会 第 3 回会合説明資料「ワシントン条約第 17 回締約国会議 (CITES・COP17) の概要と評価」
http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/seizou/zouge_torihiki/pdf/003_01_00.pdf
- 国土交通省，2014, 平成 25 年度国際航空貨物動態踏査報告書，国土交通省航空局
- 三好信俊，1987, 絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律について，法律のひろば 40(9), ぎょうせい
- 野嶋 剛，2013, 「日本の美術品、ただ今、中国へ流出中－活況呈す中国のオークション」，2013 年 7 月 4 日付東洋経済 ONLINE <http://toyokeizai.net/articles/-/14600>
- Patrick J. Fitzgerald, 2012, Skokie Company Fined \$150,000 For Illegally Exporting African Elephant Ivory And Other Protected Wildlife Parts Used In Making Billiard Cue Sticks, United States Attorney Northern District of Illinois, U.S. Department of Justice, Chicago, Illinois US
- 適正な象牙取引の推進に関する官民協議会，2016, 適正な象牙取引の推進に関する官民協議会報告書～象牙の取引に係る現状と今後の取組み～ (CITES CoP17 Inf. 57)，日本政府
<http://www.meti.go.jp/press/2016/09/20160916005/20160916005-2.pdf>
- Tomomi Kitade and Ayako Toko, 2016, Setting Suns: The historical Decline of Ivory and Rhino Horn Markets in Japan. TRAFFIC
- 沖縄県警察本部，2005, 平成 17 年 1 月 17 日付「種の保存法に係る象牙（印材）密輸事件の検挙について（第 1 報）」
- Masayuki Sakamoto, 1999, Analysis of the Amended Management System of Domestic Ivory Trade in Japan, Japan Wildlife Conservation Society
- 坂元雅行，2000, 平成 12 年（ろ）第 28 号浦和地方裁判所 関税法違反被告事件 傍聴メモ（2000 年 7 月 11 日、8 月 22 日、9 月 26 日、10 月 17 日、11 月 28 日および 12 月 26 日）
- 坂元雅行，2002, Black and Gray – 日本の市場を流通する密輸象牙 –，野生生物保全論研究会
- 坂元雅行，2007. a, 密輸象牙の行く先は日本 - 日本における象牙の国内取引管理に対する提言 -, 野生生物保全論研究会
- 坂元，2007. b, 平成 19 年（わ）第 1033 号 大阪地方裁判所 関税法違反被告事件 傍聴メモ（2007 年 4 月 23 日、6 月 4 日、6 月 25 日、7 月 10 日）
- 坂元雅行，2007. c, 平成 19 年（わ）第 3443 号 大阪地方裁判所 関税法並びに外国為替及び外国貿易法違反被告事件 傍聴メモ（2007 年 9 月 20 日、10 月 18 日）
- 坂元雅行，2008, 平成 19 年（わ）第 891 号 前橋地方裁判所 関税法並びに外国為替及び外国貿易法違反被告事件 傍聴メモ（2008 年 1 月 18 日、2 月 6 日）
- 坂元雅行，2011. a, 平成 23 年（わ）第 945 号 東京地方裁判所 種の保存法違反被告事件 傍聴メモ（2011 年 8 月 16 日、8 月 26 日）
- 坂元雅行，2011. b, 平成 23 年（わ）第 1192 号 東京地方裁判所 種の保存法違反被告事件 傍聴メモ（2011 年 8 月 9 日、9 月 5 日）

- 坂元雅行, 2011. c, 平成 23 年 (わ) 第 947 号 東京地方裁判所 種の保存法違反被告事件 傍聴メモ (2011 年 7 月 15 日、7 月 20 日)
- 坂元雅行, 2011. d, 平成 23 年 (わ) 第 816 号 東京地方裁判所 種の保存法違反被告事件 傍聴メモ (2011 年 7 月 11 日、8 月 8 日)
- 坂元雅行, 2011. e, 平成 23 年 (わ) 第 1194 号 東京地方裁判所 種の保存法違反被告事件 傍聴メモ (2011 年 8 月 9 日、8 月 10 日)
- 坂元雅行, 2013, 象牙印章流通の裏側 - 日本における象牙の構内流通管理と「種の保存法」の問題点, トラ・ゾウ保護基金
- 信太謙三, 2014, 「中国内の書画・骨董に投機熱、日本からの名品“里帰り”が加速」2014 年 6 月 26 日付 nippon.com コラム http://www.nippon.com/ja/simpleview/?post_id=25827
- 高市, 1992.a, 「象牙輸入のゆくえ」印の畑 1992 年 2 月号 . 三圭社
- 高市, 1992.b, 「象牙印材の現状と今後」印の畑 1992 年 9 月号 . 三圭社
- TRAFFIC, 2015, “Beijing Forest Police smash major wildlife trafficking ring”, October 12, 2015 <http://www.traffic.org/home/2015/10/12/beijing-forest-police-smash-major-wildlife-trafficking-ring.html?printerFriendly=true>
- TRAFFIC, 2016, Postal bureau joins enforcement agencies for CITES training <http://www.traffic.org/home/2016/12/20/postal-bureau-joins-enforcement-agencies-for-cites-training.htm>
- TRAFFIC East Asia Japan, 2017, 「協議会での検討課題としてトラフィックが提案していること」, 平成 29 年 3 月 28 日適正な象牙取引の推進に関する官民協議会 (第 4 回会合) 配布資料 http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/seizou/zouge_torihiki/pdf/004_t01_00.pdf
- Vigne & Martin, 2010, Consumer demand for ivory in Japan declines, Pachyderm No. 47 January–June 2010, IUCN/SSC
- Wittemyer. G. et.al, 2014, Illegal killing for ivory drives global decline in African elephants, National Academy of Sciences of the United States of America

別紙1 象牙買取り業者に対する電話調査結果の概要

	無登録のまま象牙を買い取る	買取り前の登録を求める			業種	無登録買取りの意思、手口等	登録申請代行の意思、手口等	虚偽登録の手口 登録機関による 登録審査に対する認識等
	買取り後は、転売目的で、真の所有者以外の者の名義で象牙を登録する（象牙の占有移転を受けて買取り予約をした後、偽装登録完了時点で所有権移転・代金決済を行う場合を含む）。	買取り後は、象牙を製造原材料として新たに切断するか、または無登録のまま転売する。	虚偽の事実・根拠のない事実を明示的または黙示的に示しつつ、登録申請を代行する。	売主自身に対して、虚偽の事実・根拠のない事実に基づいて登録申請するよう勧める。				
1		○			古物商	・「それをお電話で言うてしまうこと自体が違法になってしまうんですよ。だから拝見してから、物によっても変わってきますから。（買う）可能性はあります、十分。可能性がなければお伺いしません。」		
2			○		古物商		・「（登録は）お客様の方でとっていただくか、私の方で代行させていただきますか。」	【取得経緯について】 ・「申請する際には、昭和という言葉を使い切っていたらいいと思います。」 【取得経緯について第三者が記載した書類について】 ・「コンピューターで打って、友達の手紙をもらって捺印するだけです。（登録機関が）調査に来ることはありません。」
3				○	古物商			【取得経緯について】 ・「適当に書けばいいですよ。平成2年以降は出ませんから、昭和のときに買ったってことにしたらいいんじゃないですかね。」 【取得経緯について第三者が記載した書類について】 ・「電話して頂いて、昭和の時に買った象牙の登録を申請をしたいという、適当に言ったらおかしいですが、はっきりわかりませんから、昭和60年5月とか適当に言えば、書類が送られてきますからそれに書いて写真を貼って出せば新たに登録票をもらえますからね。」
4			○		古物商		・「登録票は、弊社で代行して取得します。」	【取得経緯について】 ・「15年くらい前にはあった、ということ以外わからないという前提でも、登録は大丈夫。」 【取得経緯について第三者が記載した書類について】 ・「名字の違う親戚、知人の名前を借りることができればいいです。迷惑は掛からないと思うが、連絡が来て本当ですかと聞かれるかもしれない。弊社では、名前の用意までは厳しいです。」
5				○	古物商			【取得経緯について】 ・「いつ、誰からかという点については、アバウトに書けば登録できます。事務的な感じの手続きですから。登録を出すことが前提になっている。写真で判断するため、プラスチックでも登録を出したことがあると聞いている。」 【その他】 ・「（登録機関の審査は）登録票を出してあげるのが前提。」
6				○	象牙製造業者			【取得経緯について】 ・「正直に言っても良い。本当は15年よりもっと前にも買ったという、規制になったのが20年以上なるから、早い話が30年くらい前に人から頂いたと言えば、今のシステムになってないから、その方が問題ない。」 ・「どこにあったかといえば、押し入れにあった、床の間にあったと言って。」 【取得経緯について第三者が記載した書類について】 ・「第三者の証明も必要だけど、近所の人が見に来てくれたことにして、その人の名前借りれば通る。」
7				○	象牙製造業者			【取得経緯について】 ・「ちょっとずるいやり方ではあるんですが、昔から国内にあったもので、という前提で出すんですが父親である誰それが昭和60年頃手に入れたというように『昭和』という年代を入れておかないと、登録を取るのが難しくなる。別に調べにも来ませんし、詳しく領収書を見せろとか、納品書を見せろとは言われませんので、昭和60年頃、バブルのころ手に入れた。何年に亡くなったので、私が相続して現在に至っていますというような筋立てを別に作ってしまっ、登録をするなら、本当のことは書くことはできないですが、できないことはない。大半の方がわからないとおっしゃる方がほとんどです。お父さんが勝手に買って楽しんでいたと言う方が多いので、実際、平成ではなく昭和のころ買ったんですよと言う方が多いので、昭和60年なり55年にしてしまっ、登録をやりましょうというようにすることが多いです。バブルのころだったとはっきり覚えていて言いきった方がいい。」 【取得経緯について第三者が記載した書類について】 ・「法律には決められてないんですが、血縁関係のない人がいいと自然環境センターでも言います。（調査員と）お姉さまの方と名字が違いますか。」 ・「違いますか。ではですね、お姉さまが名義人（登録申請者）になっていただいて、XXさん（調査員）が（第三者である）知人のXX誰それさんと言うことになってしまえばですね、これはできますね。」

中国への密輸出の実態	価格 (特に断りのない限り、 20kg以上の牙)	その他	
			1
	<p>・「kg 52000 円です。」 (kg 5 万 2000 円)</p>		2
			3
	<p>・「kg3 万 5 千円から 4 万円です。」 (kg 3 万～ 4 万円)</p>		4
			5
	<p>・「登録票がないからと 3 万円でだまされた 人がある。うちは相場で出せる。例えば、 5 万とかね。」 (kg5 万円)</p>	<p>・「象牙が来たらすぐにつぶしちゃいますから。1 日 1 本はつぶしちゃってますから。ハンコとかいるんな ものに。今日も 7, 8 本入って、きのうはまたあって、 おとといは 5 本。骨董屋さんが買ってきてくれる。あ とはお宅さんみたいにどうだろうというのがたまに入 る。でもほとんど皆さんもってないんですね、登録 票。骨董屋さんがとり方を教えて登録票つけて家に 持ってくる。そういう流れなんですよ。」</p>	6
	<p>・「空洞の部分がある状態で 20kg あれば 100 万円は行きます。間違いなく 100 万 円はいきます。」 (kg 5 万円)</p>		7

	無登録のまま象牙を買い取る		買取前の登録を求める			業種	無登録買取の意思、手口等	登録申請代行の意思、手口等	虚偽登録の手口 登録機関による 登録審査に対する認識等
	買取り後は、転売目的で、真の所有者以外の者を登録する（象牙の占有移転を受けて買取り予約をした後、偽装登録完了時点で所有権移転・代金決済を行う場合を含む）。	買取り後は、象牙を製造原材料としてただちに切断するか、または無登録のまま転売する。	虚偽の事実・根拠のない事実を明示的に示しつつ、登録申請を代行する。	売主自身に対して、虚偽の事実・根拠のない事実に基づいて登録申請するよう勧める。	調査員の質問に対しては、登録要件や手続について説明するのみで、不正な登録申請の方法は指南しない。				
8					○	象牙製造業者			【取得経緯について】 ・調査員が「15年前でも登録できるのか」「何年前でない」と登録できないのではないのか」を尋ねたところ、数分待たされた後（センターの対応に詳しい者に確認していたと推測される）、「大丈夫だと思うので。センターに連絡してみるように」と回答された。
9			○			古物商		・「こちらですべて代行させていただきますんで。」 ・「（取得が15年前でも）大丈夫ですよ。紙を一緒に入れるので、書いていただくところにするしをつけて送るので、そちらに記入して送り返していただきます。」	
10					○	古物商			
11			○			古物商		・「大丈夫です。登録票の方は弊社で代行して下ろすことが可能です。」 ・「大丈夫ですよ。そのような内容（15年くらい前の古希のお祝いで頂いた）で申請はおりますので。」	
12					○	古物商			【取得経緯について】 ・「最近発見したという場合は、全然問題ない。規制が効かる前に日本に入ってきていたという物語のストーリーが、書類上、合っていればいいんです。実際に調べられることはありません。」「昭和63年頃に・・・の機会に譲り受けました」と書けば問題なく通る。」 【取得経緯について第三者が記載した書類について】 ・申請者本人と、別のもう一人（架空の人物ではいけない）が、象牙があったことを確認していたこと、例えば、亡くなった父のものだが、自分ともう一人で蔵の中で見ていたというような事実が書いてありさえすればいいんです。」 ・「センターの人も、『このように書いてください』と教えてくれる。」 「本当はいけないことだが、（真の所有者ではない）自分の名前で登録した経験があるので、センターとのやり取りについての事情はよくわかっている。」 【その他】 ・「センターも登録することが仕事なので、厳しい追及はない。」
13					○	古物商			【取得経緯について】 ・「本当に悪い話ですが、亡くなられて相続して、何もわからないというのが、書類としては一番簡単に書類が書けますね。誰からもらったかという話の場合、今（象牙を）持っている人が（事情を）詳しく知らないというのが一番困ってしまう。昔からあったけど詳しいことは知りません、というのが一番良いと思います。」
14	○					古物商	・「流通は登録票がないとできないことになっている。自分のところで登録申請をすることができる。本人はタッチしなくてよい。本人がかかるとややこしくなる。登録票がとれば、引き取ることができる。売買の決済は、登録がとれた段階で行う。その間、象牙はこちらを信頼して預かっていたことになる。」		
15	○					古物商	・「登録なしでも買い受けて、こちらで登録することができる。よくある話。」 「登録するために所有者が用意しておくことは特はない。本来は売買できないものだが、表に出さずに買い取って、お客様の名前を一切出さずに登録する。したがって、現物だけ用意してもらえばよい。」		

中国への密輸出の実態	価格 (特に断りのない限り、 20kg以上の牙)	その他	
			8
			9
			10
			11
<p>・「今までは中国人が昔日本に流れた象牙の骨董品をなんでも買い占めて中国に持って行っていた。最近、中国経済が落ちてきているので、売れにくくなってきている。無垢のものならそのままの状態で購入取らせてもらい、その後中国に行くことになる。」</p>	<p>・「21kgあるという想定で、金額は100万円くらいになる。」 (kg 5万円)</p>	<p>・「自社は骨董品の買い取り専門なので（小売りはしない）、買ってくれるルート（転売先）をもっている。オークションには出さず、専門業者が買っていく。」</p>	12
			13
			14
	<p>・「彫刻が入っていない無垢の木の皮のような表面を削ると、『大根』と呼ばれるびかっと光った状態になる。『大根』の場合は、正味のキロで価値を決められる。価格は大きさによる。そこから登録の手間などを差し引くが、基本、キロ3万円が目安で、傷があればマイナスになる。牙には湾曲、アールがあるが、まっすぐなものの方が喜ばれるので、その角度によっても価格が左右される。太さ、色合いも考慮される。すべてを総合して、プラスマイナスを行う。」 (重量等を考慮する前の磨き牙の目安：kg 3万円)</p>		15

無登録のまま象牙を買い取る		買取前の登録を求める			業種	無登録買取の意思、手口等	登録申請代行の意思、手口等	虚偽登録の手口 登録機関による 登録審査に対する認識等
買取後は、転売目的で、真の所有者以外の者の名義で象牙を登録する（象牙の占有移転を受けて買取予約をした後、偽装登録完了時点で所有権移転・代金決済を行う場合を含む）。	買取後は、象牙を製造原料としてただちに切断するか、または無登録のまま転売する。	虚偽の事実・根拠のない事実を明示的に示しつつ、登録申請を代行する。	売主自身に対して、虚偽の事実・根拠のない事実に基づいて登録申請するよう勧める。	調査員の質問に対しては、登録要件や手続について説明するのみで、不正な登録申請の方法は指示しない。				
16				○	古物商			
17		○			象牙製造業者	・「登録票なしで家は買い取れるんだけど。材料にしちゃうもんだから。持ってきてもらって商談してそのまま小切手渡す。重量こちらで量って金額をだせるもんだから、信用してもらってそのまま送ってくればいいけども、本当なら車で持ってきてもらって、その場で即決する。」		
18			○		古物商		・「登録証が無いんですね。代行もさせていただきます。ご説明とご記入もさせていただきます。」	【取得経緯について】 ・「うちは前々から担当さんとお付き合いをしているので、一般の方ではなかなか通りにくいものでも、色々お話しこちらでうまくまとめさせていただけば通ると言う事例は正直ございます。」 「第三者からもらったということでは駄目だった（登録できなかった）が、その第三者自身が他の第三者から買ったものだったという形の書類の作り方とかですね。」
19	○				古物商	・「（登録をとる場合は）うちが『こういう入手経路』と言って、象牙をたくさん持っている方の名前を使って取る。」 ・「うちで動いてみて、今、登録かけるのは3本位あるので、ついでに出せるので。」		
20	○				古物商	・「登録の無いものに関する取り扱いは一応、銃刀法違反と同じになるんです。私のお店は象牙に関するものも持っただけなんですけど、本当はいけないことなんですよ、取引に関しては。買わないことは無いんですけど、あくまでもお客さまと私が外部に一切漏らさないということをお約束してください。例えば現金書留でやるとか、水面下でやらないと万一漏れてしまった場合は、お客様の方も追いかけてしまうので。」 ・「私は、お客様から買い取らせていただいた場合、私は必ず登録しますよ。要はそれを登録しないで、所在が分からずに、例えば中国に行ってしまった場合、（中国で摘発された場合に足がつくため）困るんですよ。」 ・「ただ、1つ漏れない方法というのが、私自身が相続した形で物語をつかって登録してしまうんですよ。そうすればお客様から買い取ったことは抹消できる。」 ・「もし買わせていただくのであれば、領収書もなし、受領書もなし、買い取り表もなし、お客様には金額的にも現金書留がいっぱいになっちゃうので2通で送るとか、そういう方法を取ります。」		

中国への密輸出の実態	価格 (特に断りのない限り、 20kg以上の牙)	その他	
			16
	<p>・「大体、45,000円くらい。」 (kg 4万5000円)</p>		17
			18
<p>・「中国では今物販すると死刑なんですよ。中国人も買えないんですよ。持ち込みできない。僕らも困ってる。日本にずっと持っている状態で売値は下がっている状況。」 ・「日本の印材屋さんみたいに登録があればということで、うちも取引させてもらっているんですが、登録が無い場合はヤミになってしまうので、馬鹿みたいな金額になってしまう。」 ・「商品に登録をかけるかどうかということになってきて。正直なところ、登録なしでやってるヤミの業者もいるので、そこでちょっと打ち合わせしてみようということになります。」 ・「中国人は欲しいのは欲しい。(しかし、)問題が多いので。この前も、うちにあるトラのはく製が300万円で欲しいといったが持って帰ったら死刑になると、やめた人がいる。取り扱いが難しい。」</p>	<p>・「20kg あるのであれば、キロ6～7万円の相場はあるんですけど。高ければ140万円以上の相場のものになります。それは登録が取れての場合なんです。」 ・「(無登録の場合は)すぐお安くなると思います。馬鹿みたいな価格になりますので、半値以下になりますね。」 ・「価格は3万円くらいになってしまいます。未端価格で売りたいということなら登録は取ってもらわないといけない。」 (登録象牙：kg 6～7万円) (無登録象牙：kg 3万円)</p>		19
<p>・「実際に半年くらい前に大阪からまとめて出て行ったものが大連で全部出ちゃったんですよ。日本からのものが。公になってしまって結果として扱っていた業者とか全部ピックアップされちゃって。」</p>	<p>・「20kg 近辺4万円くらいかなと思います。ただし、若干ください、というような話。32000円が最低価格として出していますので、それは下らないことはお約束します。」 (登録象牙：kg 4万円) (無登録象牙：kg 3万2000円)</p>		20

無登録のまま象牙を買い取る		買取前の登録を求める			業種	無登録買取の意思、手口等	登録申請代行の意思、手口等	虚偽登録の手口 登録機関による 登録審査に対する認識等
買取後は、転売目的で、真の所有者以外の者の名義で象牙を登録する(象牙の占有移転を受けて買取予約をした後、偽装登録完了時点で所有権移転・代金決済を行う場合を含む)。	買取後は、象牙を製造原材料としてただちに切断するか、または無登録のまま転売する。	虚偽の事実・根拠のない事実に基づくことを明示的に示しつつ、登録申請を代行する。	売主自身に対して、虚偽の事実・根拠のない事実に基づいて登録申請するよう勧める。	調査員の質問に対しては、登録要件や手続について説明するのみで、不正な登録申請の方法は指し示さない。				
21			○		古物商			<p>【取得経緯について】</p> <p>「平成2年以前に入手した者に登録票を発行するという事になっている。取得したのが昭和何年、たとえば63年に手に入れたと、自分で自分に言い聞かせて書けば登録はとれます。」</p> <p>【取得経緯について第三者が記載した書類について】</p> <p>・「私も〇〇さんが象牙を持っていたのを昭和何年に遊びに行った時に見ました、という文書を1枚作ります。その内容が調べられることはないが、架空でなく、実際に知り合いの人の名前を書いたり、そのような人がいない場合は、身内以外の人は見えていなかったこととして、身内の人に証明してもらうことも可能です。その場合は、物置にしまわれていたので身内以外の人は象牙は見えていなかったということにする。姉、妹、いとこなど、誰か一人の名前と住所をもらう。」</p> <p>・「申請する人の名前で作るのですが、いきなりセンターに郵送するのではなく、センターの人と申請者が2、3分電話でやり取りします。文書の言い回しを、このように直してください、付け足してくださいと言われます。」</p> <p>・「その際に、15年前に入手したというようなことは駄目です。」</p>
22			○		古物商		<p>・「買取になると登録は必要になってくる。代行という形でとれます。言い方は悪いですが、その辺りはアバウトにできるので、何とかするんですが。」</p>	<p>【取得経緯について】</p> <p>・「所有者が誰かということを書かなければならないが、亡くなったお父様が最近入手したということだと登録が難しくなるので、自分自身が以前に買われたとかいうことにするのが一番よい。」</p> <p>【取得経緯について第三者が記載した書類について】</p> <p>・「必要なものは、象牙以外に、入手した経緯と、ちょっと面倒なのは親戚では駄目だが、こちらでパソコンに打ち込んだものに知人の住所と名前を書いていただいて、印鑑を押してもらう。言い方が悪いですが、勝手にどなたかを立てるとしても可能です。」</p>
23	○				古物商	<p>・「自然環境センターの方は私の方で行って登録しますから。」</p> <p>・「(所有者の名前は)出さないです。出したら、贈与税がかかりますので。」</p>		<p>・「お父さんが亡くなってしまうと、ややっこしいですよ。生きているときはどうい入手経路で誰からもらった、買った(ということを書類に書いて、その書類に)本人のハンコを押して、FAXで(センターへ)送って。その上、出入りしている人、これは第三者ですけどね、(つまり)赤の他人が奥さんのところに来ると象牙がいつも茶の間にありました、というのを一筆書いてもらわなければならないんですよ。第三者の方から。」</p> <p>「文章は嘘、書くんですけどね。」</p>
24			○		古物商		<p>・「買取させてもらうなら、登録のための書類の書き方から申請の仕方までお教えして、写真も撮って、全部やりますけど。」</p>	<p>【取得経緯について】</p> <p>・「15年前はちょっとやばい。もう少し前でないと。変な話ですが、古希ではなく、還暦のお祝いでもらった、展示会で買いました、何も書類は残っていませんということにする。これは悪知恵じゃないですよ。」</p> <p>【取得経緯の第三者証明】</p> <p>・「そのことを証明するために、お姉さんは、その象牙が当時買った、置いてあったことを見えていますので、間違いありませんと書いてもらう。」</p>
25			○		古物商			<p>【取得経緯について】</p> <p>・「ずっと家にあって処分しようかと思ったら、古物業者に登録が必要だと言われたので連絡しましたと言えはいいです。昔のことなのでいつ入手したかはわからないということ通る。子供のころからあった記憶があるということで大丈夫です。センターに連絡すれば書き込む書類を送ってきてくれる。急かせば手続きは早く進みます。」</p>
26			○		古物商			

中国への密輸出の実態	価格 (特に断りのない限り、 20kg以上の牙)	その他	
	<p>・「20kgから25kgの間は、kg 5万9千円で買う。値段を下がっているという話を聞かされても、ちゃんと買う人以外の業者の話は参考程度にした方がいいです。」 (20kg－25kg：kg 5万9000円)</p>	<p>・「セラミック製の偽物も出回っている。」</p>	21
	<p>・磨き牙で20kgを越えていけばkg 3万円くらい。 (kg 3万円)</p>		22
	<p>・「極端な話、リサイクルショップに持っていったら、1本で5万円と言われる。 我々にくれば1kg4.5～5万(支払う)。20kgならリサイクルショップは、90万儲かる。骨董屋さんでも4万円と言っているなら、家に来たときは20万円以上骨董さんが儲かる。 家は、象牙は印鑑にするだけです。HP見てもらって(わかるように)、個人でも業者の値段で買わせてもらいます。」 (kg 4万5000－5万円)</p>	<p>・「20kg、買った時は200万以上したと思いますよ。ワシントン条約前に皆さん求めているのは、デパートで求めているけど500万円くらいしたからね。」 ・「象牙は餡色になってきてる？突然割れちゃうから、割れたら1円にもなりません。太いほうは中が空洞。ハンコに使うのは先のほうから3分の1。先のとがっている方から、短冊状に突然われてしまいます。象牙とサンゴ、この2つは一生持っていることはできない。劣化しますから。」</p>	23
	<p>・「物を見なければならぬが、90万円くらいは大丈夫です。」 (kg 4万5000円)</p>		24
	<p>・「9月末までのkg単価があります。10月に入っても同じ単価かもしれないが、年に3回価格が(極端ではないが)変わります。印鑑を作ったりする象牙業界が単価を決めているんです。象牙を売る人がここ何年かだんだん増えてきているので、何百円か500円単位で単価が下がってきていましたが、今年に入ってから今のところ変わっていないですね。自社は売り先が直接印鑑屋なので、業界が決めている買取価格で買っています。20kg以上のkg単価は、4万7600円。20kgを切ると3,000円低くなる。」 (20kg以上：kg 4万7600円) (20kg未満：kg 4万4600円)</p>	<p>・「骨董屋が地方から毎日のように、自社に象牙を送ってきます。中国人には売ってはいけません。外国に持っていくことはできません。」</p>	25
			26

無登録のまま象牙を買い取る		買取前の登録を求める			業種	無登録買取の意思、手口等	登録申請代行の意思、手口等	虚偽登録の手口 登録機関による 登録審査に対する認識等
買取り後は、転売目的で、真の所有者以外の者の名義で象牙を登録する（象牙の占有移転を受けて買取り予約をした後、偽装登録完了時点で所有権移転・代金決済を行う場合を含む）。	買取り後は、象牙を製造原材料としてただちに切断するか、または無登録のまま転売する。	虚偽の事実・根拠のない事実に基づきこれを明示的に示しつつ、登録申請を代行する。	売主自身に対して、虚偽の事実・根拠のない事実に基づいて登録申請するよう勧める。	調査員の質問に対しては、登録要件や手続について説明するのみで、不正な登録申請の方法は指南しない。				
27	○				古物商	・「象牙自身の先を切ったら売買はできる可能性がありますので。当方はそれを全部、印鑑に加工しますんで、『角』でなければ、登録票無しでいけますが、その（「角」の）ままだと登録が必ず要りますが、あとは加工のやり方でできますので。ただし、この話はよそ様にはしていただくとう困りますので。」		
28				○	古物商			
29			○		古物商			【取得経緯について】 ・「昭和40何年頃からあったと言えれば大丈夫です。実際どうだったかをセンターで調べることはできない。登録できるまで、以前は早かったけれど、最近では1か月くらいかかる。」 【取得経緯について第三者が記載した書類について】 ・「証明できる人がいますかと聞かれるが、相続の場合だと、身内の人に昔からあったと証明してもらえれば、問題なく取れます。」
30		○			古物商		・「登録の手続きとか役所とのやり取りなど全部、代理でやらせていただくことができるので。」	【取得経緯について】 ・「お手伝いしますけど。入手した時期が2000年というに通らないんですね。1980年代、今から30年くらい前に入手していたということで申請すれば登録は取れます。」
31		○			象牙製造業者		・「取得の経緯を聞いて、書類を作るお手伝いができます。うちは何度もやっているのので、簡単にとれます。」 ・「象牙を持ってきてもらったらその場で書類を作成し、写真もこちらで採ります。」 ・「第三者は、親戚でもいいですが、どなたか住所とお名前をわかるようにしておいてもらえれば。その人に連絡が行くことはないの。」	
32	○				古物商	・「本当はやってはいけないことだが、ほかの人に頼んで所有していたことにしてもらって、自社で登録をとる。」		

中国への密輸出の実態	価格 (特に断りのない限り、 20kg以上の牙)	その他	
	<p>・「kg 4 万から 5 万円。ただし、現物を見て、それから、そういう登録の現状（無登録であること）のなかでも 80 万は保証できます。」 (登録象牙： kg 4 - 5 万円) (無登録象牙： kg 3 万 8000 円)</p>		27
			28
<p>・「最近、価格が若干下がったんですよ。今年の 1 月くらいに下がった。磨き牙は、4 万円で結構ギリギリのライン。年が明ける前だったもっと高かった。これまでは日本で買われていたから高くなかった。しかし、中国人が日本でめちゃくちゃに買い占めるようになって相場が高くなった。」 ・「中国で象牙が昨年末に問題になって、さらに中国経済も悪くなった。日本でも象牙を買うのはほとんど中国人だったので。中国に密輸していたのかもしれないが、密輸の取り締まりが厳しくなったので相場が下がった。これから、2 万、3 万くらいのもともとの単価に下がるんじゃないかといわれている。一瞬の間でしたが、昨年 1 時期は 8 万円まで上がったこともあった。今後、もともとの単価くらいに下がるのではないかとされているんです。」</p>	<p>・「20kg あれば、kg 4 万円くらいです。」 (kg 4 万円)</p>	<p>・「代行をやっているわけではないです。やっている業者もいるようですが、やっては駄目なことだし、噂にもなってしまおう。」</p>	29
	<p>・「35 万円は最低つくと思います。形とがよければ、50 くらいはいけるのかな。」 ・「この半年、価格が下がってきていて、1 年くらい前が一番高かったと思うんですけど、近年では。ここ最近、中国がバタバタしているじゃないですか。買うのがほとんど中国の人だったので。前だったらもっと高く変えたのですが。」 (kg 1 万 7500 - 2 万 5000 円)</p>		30
	<p>・「3 万 5000 円くらいならいけるとは思います。物を見てみないとということがあるので。」 (kg 3 万 5000 円)</p>		31
<p>・「今買われている象牙は、加工されないそのままの状態、最後は中国に行く。(日本で) 印章になることはあるが、少ない。」</p>	<p>・「kg 3 万。登録票をとってくればもう 1 万円くらい高くなる。値段を求めるなら登録した方がいいです。自社で登録を取るための手間や、(登録が終わるまでにかかる) 1 か月、(販売せずに) 置いておくことを考えると、値段を安くせざるを得ない。」 ・「今は象牙の価格は下がり気味。2 年前は高かった。」 ・「値段が下がっているので、自社からの売値も、kg 5 万 6 千円、6 万円になるかどうかくらいになっている。」 (登録象牙： kg 4 万円) (無登録象牙： kg 3 万円)</p>	<p>・「自社は現在、20 本以上持っている。」</p>	32

	無登録のまま象牙を買い取る	買取り後は、象牙を製造原料としてただちに切断するか、または無登録のまま転売する。	虚偽の事実・根拠のない事実に基づくことを明示的に示しつつ、登録申請を代行する。	売主自身に対して、虚偽の事実・根拠に基づいて登録申請するよう勧める。	調査員の質問に対しては、登録要件や手続について説明するのみで、不正な登録申請の方法は指示しない。	業種	無登録買取りの意思、手口等	登録申請代行の意思、手口等	虚偽登録の手口 登録機関による 登録審査に対する認識等
33		○				古物商	・「何とかはするんですけど。」		
34					○	古物商			
35			○			古物商		・「手続きは代行し、登録のためのやり取りもこちらでやります。」	【取得経緯について第三者が記載した書類について】 ・「取得経緯を証明する第三者は、申請者になるお宅様のお姉さんでいいです。家族でも大丈夫です。」 【その他】 ・「死亡した父が15年前にもらったものでも、大丈夫です。」 ・「第三者の証明も、(こちらで作るものに)署名して捺印してもらっただけでいいです。お姉さんでは駄目だったとしても、自然環境研究センターにどうすればよいかと相談しながら進めるので大丈夫です。これまで登録がとれなかったことはありません。」
36	○					古物商	・「私どもはお客様から、登録票が付いていても、いなくても、同じような評価で買い取らせていただき、それを法にのっとって私どもの名義で登録票を取らせていただきます。お客様は全く関係ない状態。」		・「第三者証明とか経緯とか、写真とか。それで送ってから電話があり、問い詰められるというか経緯が電話でも聞かれる。実際経緯なんかわからないじゃないですか。創らなければならぬので。大体ありきたりな。それをお客様にやっていただくことはできないので、私どもがやりますので、それ以降のことは心配ないです。」
37			○			古物商		・「登録を取るのには簡単にできる。代理でとるようにして、署名だけしてもらおうということでもできます。こちらで取るなら、こちらなりに取ります。何年前にここにありましたというように書く。」	

中国への密輸出の実態	価格 (特に断りのない限り、 20kg以上の牙)	その他	
<ul style="list-style-type: none"> ・「中国人も周りに多い。」 	<ul style="list-style-type: none"> ・「磨き牙で、登録を受けていれば、21kgだと、相場が少し下がってはいるが、100万円近くで買い取れます。」 ・「本当はいけないことなので、無登録だと1本数万円ということになります。」 ・「磨き牙の方が彫り牙より(価格が)よい。」(kg 47,000円) 	33	
		34	
	<ul style="list-style-type: none"> ・「21kgだとkg 5万円前後。」(kg 5万円) 	35	
<ul style="list-style-type: none"> ・「書類は私どもになってから、責任を持って登録し、別のところに、象牙専門のところに買い取っていただくという経緯になる。」 ・「完全に需要先は中国。中国に送られるんですが、中国がこの2～3か月の間に象牙の取締を非常に強くやっています。その取締で公に堂々と店で象牙を並べて売ることがタブー。隠れてやらなければならぬ。欲しい人に。そういうこともあり、もちろん需要はあるが販売しづらい。大きなものも無くて販売しづらいこともあり、象牙の相場が落ちている。」 ・「日本で今欲しいが中国人というの自分が必要なのではなく、お客さんを持って倍とか3倍で売りたいに欲しいが。その人たちが向こう(中国)でお客さんに売るときにさっき言ったように店で売れずに裏で取引する。」 ・「丸ごとが価値があるんです。材料にして切ってしまう、というのは中国の場合はないと思います。20kgの場合は、7.8kg、10kg未満なら3等分ぐらいに切って持ち込みやすくして材料にする。それはそれで需要があるんですけど、牙としての価値、需要があるから圧倒的に評価がある。希少価値。うまくいけば3倍でも4倍でも。あの人たちはうまくやれるんですね。」 ・「日本の警察は、象牙だけでなく全体的に、(様々な商品の)盗品などを、サイバー・パトロールといって、見ます。中国は象牙に集中して見ます。盗品であろうとなかろうと、象牙だということになると、あつという間にインターネットから削除される。人からの口コミ以外に販売先がなくなってきています。象牙の需要が厳しくて、値段が下がっている。それが、この半年ぐらいの状況です。今年初めなら、5万とかで買ってきましたよ、20kgあれば、4万5千円から5万円まで。僕も直、中国人が相手なので、リアリティのある話です。」 ・「僕も、(中国人の買主に)出会ったのはたまたまインターネットですが、僕もオークション等に出品していて、なんかの拍子に紅サンゴを出したら中国人が出て来たんですよ。電話で話していると象牙の話題になって、象牙が入ったときは電話してくださいということになりました。」 ・「片言です。日本在住の中国人です。でも、その人は窓口というだけで、自分で中国に行っているわけではないと思います。その先に別の中国人がいるんだと思います。(象牙も)何回か売りましたね。それとは別に普通に日本人で、骨董をいじっている人ですが、その人は別ルートで中国人と繋がっていて、そこでも処分してもらったことがある。何個かルートを持っていないと、1人がだめになっちゃうと終わらだから。」 	<ul style="list-style-type: none"> ・「反(そ)りだったりと、太さや長さも大事なんです。波打たないようなうねりがあるか無いかでちょっと。kg2万とか2,5000円とかです。kg3万円は今無いかも知れない。」(kg2万-2万5000円) 	<p>「基本的には登録票を代行するというようなことを言えば法律的にも大丈夫と僕は思うんです。お年寄りの手が不自由で申請書を出せないで代わりに出させてもらい、それを売ったというなら、最終的には大丈夫と思うんです。(そうではなく、無登録で売りたいを望むなら)1本2本ならですけど、それが、登録を申請するという姿勢さえ見せずに100本とか堂々とやっていると、はく奪されてしまう(警察の取り締まりを受けてしまう)。実際、大阪で大手さんが数年前にニュースになっていましたが、何千本単位で、全く登録票なしでやっていた。そこがナンバーワンなので、周りは面白くなかったんでしょね、同業他社に刺されたんだと思います。いくらか罰金はらったかどうか知りませんが、今も(商売を)やっています。(買手の)探し方はむずかしいけど、欲しい中国人は、いっぱいいると思いますよ。」</p>	36
<ul style="list-style-type: none"> ・「中国が、日本で買っても、(中国へ)持って入れなくなった。厳しくなった。でも、今でもお金を出すのは中国の人。この金額は、登録票がついていての話です。」 	<ul style="list-style-type: none"> ・「1万5000円から2万円。今はちょっと価格が下がっている。ちょっと前ならうちも3万円。」(kg 1万5000-2万円) 	37	

別紙2 象牙販売業者に対する訪問調査結果の概要

	業種	仕入れ・販売のシステム	象牙の転売先	売値	端材の販売	無登録象牙の販売
1	象牙製造業者		大きな牙は、製造用に自家消費するのが基本。ただし、6kg程度など小さいものや、価格によっては、オファーに応じて転売する。	<ul style="list-style-type: none"> 55,000円/kg (6kg牙) 100,000円/kg (35kg牙) 	<ul style="list-style-type: none"> 販売する。 結構売れるので、値段も高い(8,000/kg)。 端材については消費税を取っていない(営業収入に挙げていないと考えられる)。 	<ul style="list-style-type: none"> 製造業者であるため、製造用原材料にする象牙は登録していない(在庫には登録してある象牙も含まれる。)したがって、その無登録象牙を転売する場合は、無登録のままとなる。ただし、登録するための手数料4,500円を支払うなら、面倒ではあるが登録してもよい。 なお、「余っている」登録票のみを販売することにも応じる。
2	古物商	<ul style="list-style-type: none"> 家に飾ってある象牙を売りたいという申し出があると、それを取りに行く。 東京、千葉、大阪、香港等に転売先がいる。象牙の仕入れがあったら、転売先に電話して購入をもちかける。 仕入れてから転売まで1週間以内。 	<ul style="list-style-type: none"> 中国人、日本の印章製造業者 	<ul style="list-style-type: none"> 95,000円/kg (7.45kg牙) 120,000円/kg (8kg牙) 200,000円/kg (30kg牙) 	<ul style="list-style-type: none"> 販売していた。 印材、玉(何十万個の販売実績)の他、切片、筒状の端材。 	<ul style="list-style-type: none"> 中国での取締りで足がついたり、日本における法規制の強化もあったため、無登録象牙の販売には消極的。 ただし、無登録象牙でも、国内の印章製造業者には販売できる。製造業者は買い取った象牙はすぐ加工してしまうため、登録にこだわらない。ただし、大手の製造業者は無登録象牙を受け入れない。 中国人は無登録象牙を買うことに何の不利益もないが、販売する自分の側にはリスクがある。ただし、現物と現金を交換するだけで領収書も切らないで販売することはできる。
3	古物商	中国関係古物のオークションで仕入れていた。	中国人バイヤー(事業者)	80,000円/kg (10kg牙)		販売象牙はすべて登録を受けている。
4	古物商	<ul style="list-style-type: none"> いずれかから象牙の仕入れがあると、個々の店舗に持ち込まれたものを含めすべて本部に集められる。 購入希望のバイヤー・リストを本部が管理し、象牙の仕入れがあると、リストされた順にバイヤーと価格交渉を行う。当該店舗関係のバイヤーだけで4名の先行予約がある。 仕入れの手順は、いったん売主から象牙を預かり、売買決済は後に行う。 	中国人を含むバイヤー(事業者)	(自社が顧客から象牙を買い取る場合の価格) <ul style="list-style-type: none"> 15,000円/kg (8kg牙) 		
5	古物商	<ul style="list-style-type: none"> いずれかから象牙の仕入れがあると、購入希望リスト上の複数バイヤーと価格交渉を行い、高い価格を提示したバイヤーに販売する。 		80,000円 ~ 90,000円/kg (20kg-30kg牙)	<ul style="list-style-type: none"> 販売する。 2か月前に大量に販売してしまったので、今は印材しか在庫がない。 長さ5cm程度のものから20cm程度のものまで様々な大きさのものを扱う。厚いものもある。 	
6	古物商			80,000円 ~ 90,000円/kg (20kg牙)		無登録象牙を販売する。写真で物を確認し、路上や喫茶店で現物と現金を交換する。
7	古物商		象牙を買い取って多数ストックしておけば、まとめて買い上げるバイヤーがいる。	200,000円/kg (30kg牙)		<ul style="list-style-type: none"> 販売している象牙はすべて登録を受けている。 彫り牙については、登録が不要なので、登録を受けずに販売している。
8	古物商	象牙買取を積極的に行っている古物商が参加する毎月3回開催の交換会(オークション)で仕入れを行う。	同業者(古物商)	<ul style="list-style-type: none"> 43,000円/kg (8kg牙) 過去は、80,000円/kg (8kg牙)。 一時は110,000円/kg (8kg牙)。 		

中国への密輸出	日本の象牙市場における需要と供給	業種	
<ul style="list-style-type: none"> 中国人は独自のルートで持って帰る。 中国へ象牙を持ち帰るルートを持つ日本在住の中国人に代金を支払って輸送の代行を依頼する。 大きいのは難しいから、普通は小さいのを持って帰る。 当方で直接中国に輸送することはしない。 中国では、玉、数珠玉の需要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ゾウの密猟が激しいため10年に1度の象牙オークションが開催できずにいる。そのため、自分の製造用に材料を確保する必要がある国内製造業者は、材料を売りに出さなくなった。 当方も、最近では全形牙の加工をあえて控えている。 特に37kgといった大きい象牙は、製造業者は皆、製品の製造用にとっておく。 当方も転売して差し支えない在庫は少量である。 	象牙製造業者	1
<ul style="list-style-type: none"> 香港人が当方で仕入れた象牙を、ベトナムやマカオまでコンテナで輸送し、そこから中国へ輸送する。 香港人は大きい牙を切って持って帰っている。 香港から中国へは、細工してから持ち出す。 それ以外の中国人または香港人は、牙ではなく製品（人物像等）を日本からベトナムへ輸送している。 中国人が大連へ象牙を持ちこんでたくさん捕まっている。 当方で直接中国に輸送することはしない。 中国では、15-20kgのサイズの全形牙の需要が高い。 中国では、玉（10mm玉、15mm玉）の需要が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> 当時は5本や10本は常時在庫していたが、現在は在庫しておくということはない。だいたい1週間で売れてしまう。 これまで大量に象牙を売ってきてが、日本には象牙もうほとんどなくなってきている。 2年前から入荷する象牙が少なくなった。 日本の業者も在庫を持っていない。みんな中国に行ってしまうから。今象牙入ってくるのがなぜ少ないかと言えば、仕入れのルートが家に飾ってある象牙を売りたいという依頼を受けて買い取るというものに限られるため。象牙を所有していた一般人のほとんどは既に売ってしまっている。未だに持っている人は金持ちばかりであり、サイズも30kg、50kgの大きいものである。そのような所有者は、30kg牙で20万円/kgという非常に高い売値をつける。そこまで高値のものは仕入れられない。 無登録で保有されている象牙は国内には、もうほとんどない。 	古物商	2
<ul style="list-style-type: none"> 中国関係古物のオークションで知り合った中国人から直接売って欲しいといわれ、取引していた。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在は、象牙がなかなか入ってこない。今年に入ってから象牙を買取した実績がない。 	古物商	3
<ul style="list-style-type: none"> 全形牙については海外のバイヤーがいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 20kgのサイズはあまり入荷しない。前回入ってきたもので8kgだった。 頻繁に入荷するものではない。 	古物商	4
<ul style="list-style-type: none"> 基本的に中国人は全形牙は買わない。 小さい象牙とか、加工品を買って中国へ持ち帰る。 全形牙を中国へ運送するにはコンテナの中に入れていく以外、方法はない。ただし、税関等へ相当コネ、知り合いがいないと成功しない。 当方で直接中国に輸送することはしない。 【中国から日本への象牙の密輸について】中国から日本へも象牙を持ってこようとしたが、止められてしまった。 	<ul style="list-style-type: none"> 今年だけで5、60本売ったので、今現時点（12月）では在庫がない。 	古物商	5
<ul style="list-style-type: none"> 当方から象牙を買った後、中国へ持ち帰ろうとどうしようと構わない。 当方で直接中国に輸送することはしない。 	<ul style="list-style-type: none"> 彫り牙は入手しやすいが、磨き牙は少ない。 	古物商	6
<ul style="list-style-type: none"> 日本に住所を持っている人の名義で買取りをしてくれるなら、販売する。その後、中国へ持ち帰ろうとどうしようと関知しない。 象牙を中国に持ち帰りたいのであれば、ヤフオク!等のオークションで落札代行業者に依頼して買えばよい。 当方で直接中国に輸送することはしない。 		古物商	7
	<ul style="list-style-type: none"> 彫り牙は入手しやすいが、磨き牙は少ない。磨き牙を10本見つけるのは、今では大変である。 10 - 20kgのサイズのもの、かつてはよくあったが、今はなかなか入手できない。あっても8kg程度のサイズ。 かつては中国人業者が高値で買い取っていたが、中国への持ち帰りが難しくなったため、中国では価格が下がった。 当時高値で象牙を仕入れた者は、損を出さないために現在は販売を手控えている。 	古物商	8

なお話になるかと思います。そのあたりを書いていた
だければ。

I：多分、見たのが15年前でその前からあったんだと
思うんですが。ただ、その次のところにある裏付け
になる書類というのがありますね、あれが、公的機関
の発行した書類なんて全くないんです。

S：ま、それはもう、それは税関の書類とかということ
になるんですが、本当に昔の話ですので、無いという
のは全く考えられるので、もちろんご用意いただけれ
ば、代わりになるというものは当然ありまして。

どなたか、おひとりで結構なので、できたら他人の方
でこちらの象牙を昭和の時代に規制かかる前にお父様
のところにあったのを見たことがあります、というの
を書いていただければそれで書類がそろうというところ
なのですが。

I：あ、姉と私は見えますが・・・

S：そうで、ございますか…まあ、あの理想は他人の方
で、近所の方、ご友人が見ているというのを書いて
いただくのがやはり理想なのですが、なんですけれ
ども、ま、探していただいて、やはりいないという
ものもあるかと思うので、その場合は、次の段階
として、次に書いていただける方として身内の方
でも成立しますので。たとえば妹様、こちら様が昭
和の時代に見てるというのであればそれを書いて
いただいても成立はしますんで。今、証言といきなり
言われても何とも言えないと思いますので、ま、考
えていただいて。もちろん、そちら様でも成立しま
すんで。証言ですね、見たことありますと他の方に
書いていただく目撃証言の最低限書いていただきたい
内容について、最後に簡単にご案内させていただきます
ます。メモを取っていただければ安心です。

長くはないんですけど、インターネットに出ており
ませんので、決まった記入用紙もありませんので、
これは特別対応なので、パソコンやワープロで打っ
ていただいても結構ですし、便せんに全部ボールペ
ンで書いていただいても構いませんが、まずお名前
と印鑑ですね。

I：その見た人、私でいいんですね？探すのは難しいと
思うんです。

S：そちら様のお名前と印鑑と、あと住所ですね。あと
記入日、今日なら9月14日と書いていただいた日付
を入れていただいたら、内容になるんですが、一番最
初に題名があると分かりやすいかと思うので、タイト

ルですね、例えばなんですけど、〇〇〇〇様（これはお
姉様、申請者のフルネーム）、お姉様のお名前をちょっ
と教えていただいてもいいでしょうか。

I：XXです。

S：ありがとうございます。XX様が申請する象牙2本
について。

これが題名になりまして、あと具体的な内容としては
大きく言うと4つありまして、

1つ目がその方のお立場、たとえばそちら様でしたら、
「私はXXの妹です。」これが1行目になります。

続く2つ目が一番重要なんですけど、昭和何年ごろに、
たとえば、これ見た時期なんですけど、たとえば「昭和
60年ごろにXX様が申請する象牙2本を見ました。」

2行目が見た時期になりまして、2行目の中で「昭和
60年ごろ」、というのが一番重要なので、これは必ず
書いていただくようお願いしまして。

3つ目は、見たときの状況でして、たとえばですけど、
そちらさまでしたら、「気が付いたときには家の床の
間に飾ってありました」ですとか、「家の蔵にありま
した」ですとか、最初に見たときですね、それを書い
ていただきまして。

最後なんですけど、こちらの象牙の特徴ですとか、で、
たとえば2本とも磨いてある象牙でしたら、「2本と
も磨いてある白い象牙でした」、と見たままの特徴を
頂きまして。

基本的には、この4つなのですが、そちら様、妹様
がこのご署名を書いていただければいいんですけど、最後
5つ目として、妹様なら相続したことを知っていらっ
しゃるので、締としてこの象牙は平成何年に父の
〇〇が亡くなって、姉、XXが相続してます、という
のを、よしんばそちら様でしたら書いていただけれ
ばと思います。

これがそのご証言になりまして、

I：それは、この経緯についてみたいな形で書けばよろ
しいんでしょうか。

S：全くその通りです。決まった紙はありませんので、
自由な紙に全部ボールペンでも良いですし、もしパソ
コンで打たれるんですけど、署名者の方のお名前と住
所はボールペンで書いて、印鑑を押していただきまし
て。で、あとはパソコンでも結構ですんで。そうしま
したら、今のが裏付けの書類の代わりになるもので、
あと写真を頂いて、お姉様、申請者の方の取得の経緯
と、インターネットにあったと思いますが、登録の申

請書の書類、記入例そのままですんで、今回2本です
ので、別紙という紙も必要なので。今インターネット
は見えていらっしゃいますか。

I：はい 見れます。

S：登録申請書の pdf がある、同じページの中なのですが、
1 番のところに登録申請書があって、3 番というところ
があって、主な特徴などが書いてありますが、その
中に別紙という pdf がありまして、今回2本あるので、
この別紙に2本の長さや重さを1枚の紙に書きいれま
すので、これは別紙の記入例があるので、見てそのま
までございます。

それでお姉様の書類3枚と、そちら様の証言が1枚で、
写真、ということでワンセットになって。

これで当方としましては、ご案内させていただけるの
はこれで全部ですが、一番スムーズに進む、おすすめ
しているやり方なんですけど、ご説明させては頂いたん
ですけど、本当に珍しい申請なので、分かりづら
いところもあるかと思っておりますので、よろしければです
けど、一度下書きを書いていただいて、4枚ですね、書
類4枚の下書きをさっと書いていただき、郵便で送っ
ていただく前に、fax あるいは見せてでお送りいただ
けると、

I：添削していただけるんですね。

S：お電話させていただきますので、もし、ここを補
足で…とかご案内させていただきますんで、限りな
く1回で通る可能性が高くなりますので。

I：いつごろになりますか。

S：そうですね。前段階として一番スムーズなその下
書きでご案内し、それで清書して、写真を出してい
ただいてですね、10日位なんですけど、写真をそろえ
て、完全なものを出していただいて、一番最後に登
録手数料は1本3200円なので、2本で6400円な
んですけど、振込でお願いしてましてですね、一
番最後にあと振込だけとなったらこちらから最後
にお電話して、此処、此処に6400円の振込を願
いしますとご連絡しまして、振り込んでいただいてか
ら大体10日位で登録票がお姉様のご住所あてに届
きます。お手数おかけします。

I：はい。わかりました。昭和60年ごろですね？

S：はい。そうしましたら、まず、下書きを頂いて、も
ちろん印鑑をつく前の、そちら様の印鑑頂いたりする
かもしれませんが、ご署名者の方は署名や印鑑を頂
いたり、そちら様がお手伝いされたとしても、お姉様も

大変だと思いますので取りあえず下書きを一度 fax を
頂いたらと思います。fax 番号もインターネットに
出ているんですけど、一番右上の国際希少種の白い文
字を1回押しますとトラですとか、カメですとかの写
真に戻りまして、そこの下に直通電話とか直通 fax
番号があります。この直通 fax に4枚の下書きを、い
つでも結構ですので、期限とかあるものではありません
ので、一度下書きを送っていただければ。

I：どなた様宛てに？

S：わたくし、XX と申しまして、〈漢字表記の説明〉
いつでも結構です。

I：わかりやすかったです。ありがとうございました。

自然環境研究センター② 2015年9月

I：調査員、S：自然研担当者

I：先ほどの象牙ですが、姉に聞いたら2本のうちの1本が、彫刻してあるようなんですね。先はつるっとしてそのまま残っているんですが、真ん中あたりに彫刻が結構、色々されていて向こうが透けるぐらいいっぱい入っているっていうんですよ。

S：そうですね、そうしますと、登録の対象になります象牙なんですが、牙の形を保っている象牙でして、彫刻は入っているんですけども。ま、正直には、ご判断にはなるんですが、彫刻が入ってはいるんですけど、全体的に見るとシルエットが三日月型になっていて先端も象牙を保っていますと、聞いていただければ、それは登録することはありません。なんですけど、ここはもうご判断なんですけど、彫刻が細かくしてあって、まあ全体がもう保ってないので、元の形には遠いと思うので。ま、全体、ま、細かいところで申しますと、全部の形で「全形」なんですけど、「全形を保持」している象牙が登録の対象と法律に明記されていますので、彫刻はあるんですが全体が残っているの「全形」があるので、登録に至るといこともあります。

が、また逆の考えもあって彫刻されていますので「全形」が残ってないので、「私は申請しないです」というご判断もあるんですが。

I：たとえば申請しないでそれを売ることはできますか。

S：一番のポイントになるのは、そこだと思っんですね。たとえば売りに行ったときに、うちでは登録票が無いと買い取りできない、と言われるところでしたら、そこに売ろうと思ってということでしたら、それはもう登録票ないと買い取ってくれないので。

I：じゃあ、難しい場合は登録申請をするってということですかね。

S：あの・・・ですね。全体的な形が残っていますと、ま、シルエットですね、彫刻はあるんですけどシルエットが残ってますというのでしたら、登録票を下さいと言われてしまう可能性も高いと思うので、登録してしまうというのも考えとしてはあると思うんです。登録票さえもっていけばやり取りはできますんで。

I：根本も斜めには切れてないし、先も一本あるんです。

S：あ、とんがっているんですよ。

I：本当の弓型の。ただ、真ん中が向こう側が透けるぐらい彫刻があるんですって。

S：そうですね。そうすると、ご案内の通りなんですけ

れども、登録を申請していただければ、登録にほぼ至ると多分思いますんで。登録票があればやり取りはできますし。もう登録票持ってきてくれとは言われなくはなりますので。

なんですけど、「全形を保持」しているというのが対象ではありませんんで、「向こうが透けるぐらいなので全形は無いと私は思っているの申請はしなかったです」というのでしたら、それで売りに行ったりするときも、もしかしたら向こうの方も、「そうですね」といって買い取ってくれるかもしれないんですね。「確かに全形を保持していないですよ」と。

I：姉がオークション

S：ああ…

I：あのネット上のオークションで同じようなものを見たら登録票もなかったからこれはいいんじゃないのと言うんです。

S：あ、そうですね。そこは、本当に、公式では「全形を保持」している象牙が登録の対象なので、たとえばですが、今、ネットを出して、その、ネットに出したりしまして売るとオークションにかけた、というところで、例えば、どこかからこの象牙は登録票ないので、なくちゃおかしいと思うとどこの誰かから言われたとしても、「私は全形を保持してないので、この象牙に関しては登録票を取ってないんです」と言い切っただけことになるんです。

I：それなら、たとえば、そちらで「これは大丈夫ですよ」って、「登録票なくてもいいですよ」と言っただけことはできるんですか。

S：ええと、そこはですね、あの一、あきらかに先端が10cm だけですよというものを申請されている場合ですよ、こちらから明らかに「全形を保持」してないのでと言わせてはいただいているんですけど、今回のケースですよ、全体的には多分5-60cm とか、1m 位あるんですよ。

I：そうです、1m 位あります。

S：そのくらいあるということで彫刻があるということですよ、全体的に見ると、形は残っている、しかも相当大きいものなので、そのまま登録票無しでネットですよとか、売ったりですよとか、した場合は、それでも言い切っただけしかないんですけど、全形保持してないから登録してないんですと言っただけなんですけど、もしかしたら、どこかの誰かから「これ登録票ないんですか」と聞かれる可能性は高いと思うん

です。色々見ている方がいると思うので。そこまで(来ると)、後はご判断なんですけど、そんな可能性があるくらいなら登録してしまえというご判断もあると思いますし。でも、もし、(登録)しないということなら、言い切ってしまう。どこの誰であろうと、警察でとか、ネットの利用者の方ですとか、誰に何を言われても、「全形保持してないので、何か問題ありますか」と言い切って。

I：強気です。

S：もう、言い切るんですね。「これは彫刻があって、向こうが透けているので、全部の形をとどめてないですよ、全形を保持してないんで(登録)してないんですけど、何か問題ありますか」と言い切っていただくんですね。そういうふうになりますので、なので、まあ、考え方だと思んですが、そこまで形が残ってて、大きいものですと、誰かから言われる可能性はあるとは思うので、登録してしまうという考えか、言い切るかということなんです。

全体のシルエットが残っているということなんで、「全形が保持」していると思うので申請しますということであれば、多分登録には至るとは思いますね。

I：色々なオークションを見てると、似てるのがあったんだけど、登録票が無いし、だからやらなくていいんじゃないのと姉が言うんです。

S：その方(売却先)については、その人はそれ(似たものが登録票無しで、オークションに出ていたこと)を知っているか、知らないかわからないんですが、もし(その売却先から)聞かれたら、「全形を保持してないので」といえばそれが回答だと思うので。

I：じゃあ言い切ってしまうと、警察も強く違法だ、とはならない？

S：ええとね、そこはですね、その後はまた、もっと判断が色々入ると思うんです。警察も警察のほうで、でも全体的には残っているということで。細かい法律で、この象牙は全体があるのか、無いかの判断の話。本気でもし向こう(警察)が調べるなら、そういうふうになって行く可能性はあると思うんです。

I：決まりはないんですか？

S：法律に出ているのは「全形」ですね全部の形、「全形を保持」している象牙が登録対象ですとなっているので、その後は、もう解釈の問題になるんですね。行くところまで行って、警察ですとか、彫りはあるけど、全体は形が残っていて「全形を保持」しているんだ、

というような主張でどんどん進めていくということも、もしかしたら、もしかしたら、そういう、全体的に(全形を保持した)形が(あるということが)明らかに(なる)という(こともありうる)。そこが本当に難しいと思うんですけど、可能性としてはそういうところが考えられるので、もうそんな風になるんだったら、登録をしてしまう、ネットには取ってない人もいるかもしれないんですけど、私は念のためで登録してしまう、という。

I：または(「全形を保持」していないと)言い切る？

S：もう言い切っていただく。誰に何と言われようと、言い切る。法律的には、「全形を保持」というだけなので、そこはご判断と言っても、難しいとは思いますが、そういうところで。それぞれ考えなければいけないところはあると思うんですが、誰からか何か言われる可能性があったり、もう一つは、(登録に)お金が3,200円かかるですとか、それぞれ考えるところがあるとは思いますが。

難しいんですけど、「全形」ということしかないので。形がそれだけ大きいということなので、申請して頂けましたら登録には至る可能性も本当に高いと思いますので、というところでございます。

I：わかりました。

S：まずは下書きをいただきたいと思います。よろしくお願いします。

別紙4 刑事事件となった象牙の違法取引事例の詳細 2000-2017

- このリストは、2017年9月22日時点でJTEFによって把握されている検察官送致事例をあげたものであり、警察による摘発事例のすべてを必ずしも網羅するものではない。
- 括弧内の暦年は送検年を、同都道府県は摘発した警察の管轄地を示す。

事件 1 (2000)	分割牙 500 kg の神戸港への密輸入 (埼玉)
数量	分割牙 132 個 (重量 492.375Kg)
実行時 (摘発時)	2000 年 4 月 14 日 (2000 年 4 月 14 日)
輸入港	神戸港
輸出国	シンガポール
関与者	A) 香港在住ブローカー (中国系イギリス人) : 男性 B) 日本人 : 男性
処罰 (不明な場合は送検日時)	A: 懲役 1 年 6 月、執行猶予 4 年 B: 罰金 30 万円
特記事項	日本で史上 3 番目に大きな象牙密輸事件。象牙は、全形牙 27 本を分割したものだ。これらの象牙は西アフリカまたは中央アフリカの森林に生息するマルミミゾウ由来のものである可能性があった。 A は、1982 年以來、日本向けの象牙ブローカーとして香港で活動し、本件に関与した B を含め、日本の象牙業者の多くと広く親交を持っていた。B は、東京象牙美術工芸協同組合の役員(当時)であり、1 度目の 1 回限定販売象牙オークション (1999 年) で象牙を買い付けていた。
出典	坂元, 2000
事件 2 (2005)	象牙印材 1,700 本的那覇空港への密輸入 (沖縄)
数量	象牙印材 1,738 本
実行時 (摘発時)	2005 年 1 月 14 日 (2005 年 1 月 15 日 : 逮捕)
輸入港	那覇空港 (沖縄県)
輸出国	台湾
関与者	A) 台湾人 : 女性 B) 台湾人 : 女性
処罰 (不明な場合は送検日時)	A: 懲役 1 年、執行猶予 3 年 B: 税関による通告処分 (通告された罰金の額は不明)
特記事項	主犯格の A には 2004 年 9 月にも象牙密輸の余罪があることが警察の捜査上判明している。この余罪については、日本人の最終荷受け人も特定されたようであるが、摘発には至らなかった。
出典	沖縄県警, 2005
事件 3 (2007)	2.4 トンの分割牙および 0.4 トンの象牙印材の大阪港への密輸入 (大阪)
数量	分割牙 608 個 (重量 2,409Kg) 象牙印材 17,928 本 (重量 385Kg)
実行時 (摘発時)	2006 年 8 月 21 日 (2006 年 8 月 28 日 : 逮捕)
輸入港	大阪港
輸出国	マレーシア (韓国経由)
関与者	A) 日本人 : 男性 B) 韓国人 C) 韓国人
処罰 (不明な場合は送検日時)	A: 懲役 2 年執行猶予 3 年、罰金 80 万円 B C: 国際警察刑事機構 (ICPO インターポール) を通じ、2007 年 4 月までに警察によって国際手配されたが、未だ検挙されていない。
特記事項	象牙は、2006 年 8 月 21 日、マレーシア・パシルグタン港からポート・ケラン港、大韓民国の釜山港を経由して大阪南港へ到着した。象牙は、人造大理石に混入させてクレートに積み込まれていた。 分割牙 (本数 608、重量 2,409Kg) は、全形牙を大半が長さ約 40cm 程度に輪切りにされたもの、象牙印材 (本数 17,928、重量 385kg) は、直径 15mm の円筒型であった。 分割牙のいくつかには、スワヒリ語の記載がある (スワヒリ語は東アフリカで用いられ、ケニアでは国語、タンザニアでは公用語とされている) A (暴力団関係者) は、B から「象牙を欲しがっている人がいるので、大阪に象牙を入れたい。クリスタルに混ぜれば X 線を通さずに通関できる、輸入名義人を探して欲しい」と持ちかけられていた。
出典	坂元, 2007. a, 坂元, 2007. b

事件 4 (2007)	16 個 (計 2.4kg) の分割牙 (ビリヤード・キュー部品の製造用に加工したもの) の関西国際空港への密輸入 (大阪)
数量	分割牙 4 個 (810g) 分割牙 12 個 (1,628g)
実行時 (摘発時)	2006 年 9 月 14 日、10 月 17 日 (2006 年 10 月 23 日: 逮捕)
輸入港	関西国際空港 (大阪府)
輸出国	アメリカ合衆国
関与者	A) 岡山県のビリヤード用品製造販売会社 B) 日本人: 男性 ("A" の事業の実質的な統括者) C) 日本人: 男性 ("A" 代表者)
処罰 (不明な場合は送検日時)	A) 罰金 80 万円 B, C) 懲役 2 年執行猶予 3 年、罰金 80 万円
特記事項	A 社は、象牙に関する「特定国際種事業」について無届けであった。A 社がビリヤード・キューの材料として象牙を入手していた輸入元はアメリカのアトラス・ファイバー社である。同社が 2002 年 1 月から 2006 年 11 月にかけて、主に日本、ドイツ向けにワシントン条約上の許可を受けずにアフリカゾウの象牙製品を輸出していた事例は、129 件 (販売額は計 93,000 米ドル以上) にのぼった。同社は 2011 年 12 月に米国で起訴され、2012 年 1 月 10 日に治安判事に対して有罪を認め、15 万米ドル (1200 万円 80 円 / 米ドル) の罰金刑を受けた。
出典	坂元, 2007. c, Fitzgerald, 2012

事件 5 (2007)	分割牙 (ビリヤード・キュー部品の製造用に加工したもの) 計 2kg の成田国際空港への、および同分割牙計 2.2kg の東京港への密輸入 (群馬)
数量	分割牙 2,006g 分割牙 2,218g
実行時 (摘発時)	2006 年 4 月 11 日、9 月 3 日 (2007 年 11 月 15 日: 逮捕)
輸入港	成田国際空港、東京港
輸出国	アメリカ合衆国
関与者	A) 群馬県のビリヤード用品製造販売会社 B) 日本人: 男性 ("A" 代表者)
処罰 (不明な場合は送検日時)	A: 罰金 200 万円 B: 懲役 1 年 6 月執行猶予 3 年、罰金 150 万円
特記事項	岡山の業者による密輸事件 (事件 4) の捜査過程で発覚。A 社も岡山の業者同様、象牙に関する「特定国際種事業」について無届けであったことから、ビリヤード用品業界で象牙取引業の届出がほとんどなされていないことが明らかとなった。岡山の業者同様、アメリカのアトラス・ファイバー社から象牙を輸入していた (事件 4 参照)。
出典	坂元, 2008, Fitzgerald, 2012

事件 6 (2011)	58 本の無登録全形牙の譲受け・譲渡し (東京)
数量	全形牙 58 本 (509.45kg)
実行時 (摘発時)	2010 年 3 月～6 月頃 (2010 年 6 月: 捜索押収、2011 年 5 月 11 日: 逮捕)
違反行為発生地	大阪市天王寺区
関与者	A) 象牙印材製造販売会社タカイチ B) 日本人: 男性 (タカイチ元会長) C) 日本人: 男性 (タカイチ社長) D) 古物商会社 浦美術館 E) 日本人: 男性 (浦美術館統括者) F) 日本人: 男性 (古物商) G) 日本人: 男性 (古物商) H) 日本人: 男性 (古物商) I) 日本人: 男性 (象牙製造業者)
処罰 (不明な場合は送検日時)	A) 罰金 100 万円 B) 懲役 1 年執行猶予 3 年、象牙 58 本没収 C) 懲役 10 月執行猶予 2 年 D) 罰金 50 万円 E) 懲役 6 月執行猶予 3 年 F) 懲役 6 月執行猶予 3 年 G) 懲役 6 月執行猶予 3 年 H) 懲役 6 月執行猶予 2 年 I) 懲役 6 月執行猶予 2 年
特記事項	A = タカイチ (大阪市天王寺区) は、日本最大の象牙印材製造業者である。2009 年に 2 回目の 1 回限定販売象牙として輸入された 39 トンのうち 5 トンを買い付けている。2011 年 5 月 11 日、A の元会長で日本象牙美術工芸組合連合会元会長の B (当時 79 歳) およびその長男で同社社長の C (当時 49 歳) が、無登録全形牙を譲り受けたとして、象牙をタカイチ社に譲り渡した古物業者 2 名とともに逮捕された。その後の捜査により、タカイチは、2010 年 (平成 22 年) 3 月から 6 月までの間に、前記の古物業者 2 名を含む 4 名 (1 つの会社を含む) および象牙製品製造業者 1 名の計 5 つの仕入れ先から、計 58 本 (509.45kg)、購入額計 19,572,716 円の無登録全形牙を仕入れていたことが発覚した。タカイチは、2000 年頃から無登録全形牙を買い入れていたが、2005 年頃には B が象牙買取価格表を配って古物商を回るようになり、以降、2010 年までの 5 年間にわたって古物商らから本格的に象牙を買い集めていたことが公判廷で明らかにされている。
出典	坂元, 2011. a, 坂元, 2011. b, 坂元, 2011. c, 坂元, 2011. d, 坂元, 2011. e, 坂元, 2013

事件 7 (2011)	1 本の無登録全形牙の譲受け・譲渡し (東京)
数量	全形牙 1 本 (112 センチ、5.7kg)
実行時 (摘発時)	2011 年 3 月 24 日 (2011 年 12 月 9 日まで：A 逮捕)
違反行為発生地	東京都台東区
関与者	A) 日本人：男性 (古物商会社社長) B) 日本人：男性 (古物商)
処罰 (不明な場合は送検日時)	A) 罰金 30 万円の略式命令 (2011 年 12 月 16 日) B) 不明 (2011 年 12 月 9 日まで)
特記事項	2010 年 3 月 24 日頃、A が、東京台東区で開かれた古物市場で、古物商 B に対して象牙 1 本を 9 万円で譲り渡した。取引された象牙は、全形を保っているが、七福神のような模様の彫刻が施されていた。警視庁がタカイチ事件を捜査する過程で、今回の取引が浮上したという。A とタカイチとの関係はないとみられている。
出典	毎日新聞 2011/12/10 2011/12/21 産経新聞 2011/12/09 産経ニュース 2011/12/16 東奥日報 2011/12/10 テレビ朝日 2011/12/10

事件 8 (2011)	2 本の無登録全形牙の譲受けおよび虚偽登録 (香川)
数量	全形牙 2 本 (168 センチ、27kg および 85 センチ、4kg)
実行時 (摘発時)	2011 年 3 月 10 日 (2011 年 9 月 1 日：逮捕)
違反行為発生地	香川県高松市
関与者	A) 日本人：男性 (古物商) B) 日本人：男性 ("A" 従業員)
処罰 (不明な場合は送検日時)	起訴 (2011 年 9 月)
特記事項	香川県の古物商 A およびその従業員 B は、2011 年 3 月 10 日頃、無登録の全形牙 2 本を 120 万円で個人から買取った。さらに A は、知人の「実家の倉庫から象牙がたまたま見つかった」という虚偽の取得に関する経緯を記載した書類を作成・添付し、同知人名で登録申請を行った。自然環境研究センターは、この申請を受理して登録を完了していた。
出典	香川県警察本部, 2011. a, 香川県警察本部, 2011. b, 読売新聞 2011/09/02

事件 9 (2013)	2 本の無登録全形牙の譲受け・譲渡し (千葉)
数量	全形牙 2 本
実行時 (摘発時)	2012 年 7 月、2012 年 9 月～10 月 (2013 年 4 月 9 日)
違反行為発生地	静岡県裾野市、富士市
関与者	A) 日本人：男性 (古物商) B) 中国人：女性 C) 日本人：男性 (古物商)
処罰 (不明な場合は送検日時)	不起訴：2013 年 11 月 7 日 (3 名とも。)
特記事項	2012 年 7 月、A はインターネットのオークションサイトで中国人の女 (B) に登録を受けていないアフリカゾウの全形牙 1 本を約 10 万円で販売した。2012 年 9 月～10 月、A は C から登録を受けていないアフリカゾウの全形牙 1 本を 1 万円で購入した。 なお、A は中国人とみられる配送先に 5 本の象牙を販売したことが確認されており、警察は中国人が A から転売目的で購入した可能性があるとみていた。
出典	朝日新聞 2013/04/10 読売新聞 2013/04/09 2013/04/10 2013/11/08 毎日新聞 2013/04/10

事件 10 (2014)	1 本の無登録全形牙の譲受け・譲渡し (東京)
数量	全形牙 1 本 (約 80 センチ、4kg)
実行時 (摘発時)	2013 年 8 月 15 日 (2014 年 2 月 25 日: 書類送検)
違反行為発生地	東京都足立区
関与者	A) 日本人: 女性 (無職) B) 日本人: 男性 (質店経営) C) 不明
処罰 (不明な場合は送検日時)	書類送検 (2014 年 2 月 25 日)
特記事項	2013 年 8 月 15 日、A は無登録のアフリカゾウの全形牙 1 本を B の質店に持ち込み、経営者の B および C に 2 万 5 千円で売った。A の供述によれば、象牙は A の親戚が 40 年前にアフリカで買ったものを 10 年ほど前にもらったものという。
出典	朝日新聞 2014/02/28

事件 11 (2016)	2 本の無登録全形牙の広告 (大阪)
数量	全形牙 2 本
実行時 (摘発時)	2015 年 5 月～10 月 (2016 年 5 月 31 日: 書類送検)
違反行為発生地	大阪市西成区
関与者	A) 日本人: 男性 (会社員)
処罰 (不明な場合は送検日時)	書類送検 (2016 年 5 月 31 日)
特記事項	A は、無登録のアフリカゾウとアジアゾウの全形牙計 2 本を、3 回にわたりネットオークション (ヤフオク!) に出品した。 A は、約 2 年前から、京都市で開かれた骨董市で、または大阪府内の古美術商などから象牙を仕入れ、ネットオークションで転売していた。
出典	時事通信 2016/06/06 産経 WEST 2016/06/06 毎日放送ニュース 2016/06

事件 12(2016)	1 本の無登録全形牙の譲受け・譲渡し (東京)
数量	全形牙 1 本 (50 センチ 約 1.4 キロ)
実行時 (摘発時)	2014 年 4 月～5 月 (2015 年 10 月: D 宅搜索押収、2016 年 9 月 16 日: 書類送検)
違反行為発生地	東京都渋谷区、板橋区
関与者	A) 会社 「モレラ CD」 (東京・渋谷 古物商、商業施設運営会社、「おたからや」の加盟店) B) 元 "A" 従業員 (エリアマネージャー): 男性 C) 元 "A" アルバイト: 男性 D) 無職: 女性 E) 飲食店従業員: 男性、中国人 F) 日本人: 女性 ("E" の内縁の妻)
処罰 (不明な場合は送検日時)	2016 年 9 月 16 日
特記事項	D の夫が 1972 年に香港で購入した無登録のアフリカゾウの全形牙 1 本 (彫りあり) を、D が無登録のまま古物商 A に 6,600 円で売却。 A 店の B と C は、ネットオークション (ヤフオク!) に全形牙を出品し、E が約 57800 円で落札、E と F が買い取った。
出典	日本経済新聞 2016/09/16 朝日新聞デジタル 2016/9/16 朝日新聞 2016/9/17 時事通信 2016/9/16

事件 13 (2016)	1 本の無登録全形牙の譲受け・譲渡し (神奈川)
数量	全形牙 1 本 (長さ約 1 メートル、6.6kg)
実行時 (摘発時)	2016 年 2 月 15 日 (2016 年 9 月 16 日: 書類送検)
違反行為発生地	神奈川県伊勢原市
関与者	A) 会社 (古物商会社「リユース」) B) 日本人: 男性 ("A" 従業員) C) 日本人: 女性 (無職)
処罰 (不明な場合は送検日時)	不起訴: 2017 年 3 月 1 日 (A, B 起訴猶予、C 嫌疑不十分。)
特記事項	全形牙は C の父親の遺品で、B は、後日登録する約束でこれを買取った。C が 2016 年 3 月、環境省に「業者から登録に関する連絡がないが大丈夫か」と問い合わせたため、違法取引が発覚した。
出典	神奈川新聞 2016/9/17 時事通信 2017/3/1

事件 14 (2016)	2本の無登録全形牙の譲受け・譲渡し (東京)
数量	全形牙 2本 (1本は長さ約 60センチ、もう 1本のサイズは不明)
実行時 (摘発時)	2015年 4月～ 8月 (2016年 10月 24日 : 書類送検)
違反行為発生地	奈良県宇陀市、千葉市、神戸市
関与者	A) 日本人: 男性 (象牙製造業者) B) 日本人: 男性 (会社員) C) 日本人: 男性 (リサイクル業「福住」(神戸市兵庫区) のアルバイト)
処罰 (不明な場合は送検日時)	不起訴: 2017年 3月 2日まで (全員)
特記事項	2015年 4月～ 8月、BとCがそれぞれネットオークションサイト (ヤフオク) に出品した無登録の全形牙計 2本 (1本は約 60センチ、計約 14万 4300円) を A (象牙を使いアクセサリー、筆、茶道具などを製造・販売) が落札した。Bが出品した全形牙 (約 60cm、彫りあり) はマルミミゾウのものであり、Cが出品した全形牙はアジアゾウの象牙 (彫りあり) である。
出典	朝日新聞デジタル 朝日新聞 2016/10/24 日本経済新聞 2016/10/24, 2017/3/2 共同通信 2016/10/24 時事通信 2016/10/24 産経ニュース 2016/10/24
事件 15 (2016)	5本の無登録全形牙の譲受け・譲渡し (静岡)
数量	全形牙 5本 (約 30センチ～ 2メートル)
実行時 (摘発時)	2015年 2月～ 2016年 6月頃 (2016年 11月 24日 : 書類送検)
違反行為発生地	静岡県浜松市
関与者	A) 象牙製造販売会社日本アイボリー B) 日本人: 男性 ("A" 役員、Aの事業の実質的統括者) C) 日本人: 男性 (会社役員) D) 日本人: 男性 (無職) E) 日本人: 男性 (会社役員) F) 会社 (東京都港区) G) 日本人: 男性 ("F" 役員)
処罰 (不明な場合は送検日時)	略式起訴: 2016年 12月 27日 (罰金) (A, B)、不起訴: 2016年 12月 27日 (C, D, E, F, G)
特記事項	2015年 2月から 16年 6月頃、A (日本アイボリー: 東京象牙美術工芸協同組合の組合員) の役員である Bは、他の 4人 C、D、E、F (G) から、無登録のアフリカゾウおよびアジアゾウの全形牙 5本を計約 130万円で買い取った。今回取引されたのはかつて 4人に販売された象牙で、長さは約 30センチ～ 2メートルで、1kgあたり 1万 5000円～ 4万円で取引された。Aは、以前 4者に販売した象牙を製品の材料にするために買い戻したという。 A社は、2016年 9月に環境省および経済産業省から種の保存法に基づく行政処分を受けている。
出典	静岡新聞 2016/11/24 中日新聞 2016/11/25 毎日新聞 2016/11/26 中日新聞 2016/12/28
事件 16 (2016)	18本の無登録全形牙の引取り・引渡し (東京)
数量	全形牙 18本 (33.8kgの生牙、28kgの生牙を含む)
実行時 (摘発時)	2015年 12月～ 2016年 2月頃 (2017年 6月 20日)
違反行為発生地	東京都台東区
関与者	A) 古物商会社 ラフテル B) 日本人: 男性 ("A" 代表者役員) C) "A" 従業員 8名 D) "A" に象牙を引き渡した 18名の顧客 (1名は既に死亡)
処罰 (不明な場合は送検日時)	不起訴: 2017年 9月 22日まで (全員)
特記事項	2015年 12月から 2016年 2月までの間、ラフテルの 18名の顧客がそれぞれ 1本の全形牙 (計 18本) を登録を受けずにラフテルに引渡し (つまり預けたこと)、ラフテルは、これら 18本の無登録象牙を、計 355万 5000円で引き取っていた。ラフテルが象牙の買い取りを始めたのは 2012年頃からであり、顧客が持ち込んだ計 400～ 500本の象牙を買い取っていた疑いがある。この量は年間 100本程度となり、そのうち 8割は無登録だったという。ラフテルは、「登録事務は代行する」と持ちかけることによって象牙の買い取りを増やし、これを印章製造業者に転売して利益をあげていた。
出典	朝日新聞 2017/6/20 東京新聞 2017/6/20 産経新聞 2017/6/20 日経新聞 2017/6/20 共同通信 2017/6/20
事件 17 (2016)	9本の無登録全形牙の引取り・引渡し (東京)
数量	全形牙 9本
実行時 (摘発時)	2015年 12月～ 2016年 1月頃 (2017年 8月 25日)
違反行為発生地	東京都台東区
関与者	A) 古物商会社 Flawless (フローレス) B) 日本人: 男性 ("A" 代表者役員) C) "A" 従業員 4名 D) "A" に象牙を引き渡した 7名の顧客 (古物商である法人 1社が含まれる)
処罰 (不明な場合は送検日時)	不起訴: 2017年 8月 29日 (全員)
特記事項	2015年 12月から 2016年 1月までの間、7名の顧客が計 9本の全形牙の登録を受けずに Flawless に引渡し (つまり預けたこと)、Flawless がこれを引き取ったというものである。Flawless は、これら 9本の無登録象牙を、計 240万円と査定していた。 Flawless は、いったん象牙を預かって代行申請により登録を受けた後に買い取ることをしていた。Flawless は、2012年から 2015年にかけて象牙 158本を買い取っていたという。
出典	産経新聞 2017/8/24, 2017/8/30 北海道新聞 2017/8/25 毎日新聞 2017/8/25 日経新聞 2017/8/25 NNN ニュース (日テレ NEWS24) 2017/8/25